

感対第768-5号
令和5年11月6日

各保健所長 様

感染症対策課長

医療措置協定締結に向けた調査の周知について（依頼）

令和4年12月9日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）が改正され、今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新たな感染症の発生及びまん延に備えるため、発生初期段階から効果的に対策を講ずることができるよう、病床の確保や発熱外来の実施等の感染症対応に係る措置について、都道府県知事と医療機関の管理者との間で感染症対応に係る協定を締結する枠組みが法定化されました。

これを受け、改正後の感染症法第36条の3の規定に基づく医療措置協定を締結するに当たり、協定締結の意向を調査するため、県内の医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）を対象に別添のとおり調査を実施いたします。

つきましては、内容を御了知いただき、管内の医師会非会員の病院及び診療所宛て周知いただきますようお願いいたします。

担 当：保健医療部感染症対策課 企画担当
電 話：048-830-7503
E-mail：a7500-13@pref.saitama.lg.jp